

～医療費控除について～

医療費控除とは、確定申告をすることによって、下記の算式で求めた金額が所得から控除され、結果、所得税及び住民税が減額若しくは還付される制度です。

実際に支払った医療費の合計額－A－B

A: 保険金等で補てんされる金額

B: 10万円か、その年の総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額

医療費控除は既になじみ深い制度ではありますが、控除を受ける際には注意しなければならない点がありますので、そのうちのいくつかをご紹介します。

1. 入院の際に個室を利用したけど差額ベッド代は医療費控除の対象になる？

個室しか空いていなかった等の病院の都合や、病状をみた医師の指示による場合は医療費控除の対象になりますが、**本人や家族の希望で個室を利用した場合、その差額ベッド代は医療費控除の対象になりません。**

2. 入院の際のパジャマ等のレンタル料は医療費控除の対象になる？

入院の際にパジャマやタオル等をレンタルすることがあるかと思いますが、**身の回り品のレンタル料は医療費控除の対象になりません。**

3. 入院中の食事代は医療費控除の対象になる？

入院中に病院で支給される食事の食事代は、入院代に含まれますので医療費控除の対象になりますが、**外食や出前、おやつ等は医療費控除の対象になりません。**

4. 入退院時の交通費は医療費控除の対象になる？

入退院時に利用した電車やバスの運賃、**やむを得ない理由があって利用したタクシー代**は医療費控除の対象になります。

なお、**自家用車を利用した場合の駐車料金やガソリン代**は控除の対象になりません。



今回ご紹介したケースはほんの一例です。医療費控除については、このほかにも、細かな決まり事がたくさんあります。これはどうなんだろう、といったご質問、ご不明な点がありましたらご相談ください。

税理士法人
土手内総合事務所